

住民基本台帳ネットワークに係る特定個人情報保護評価書（案）の概要

1 評価書名

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務 全項目評価書（案）

2 記載項目

I 評価対象事務の基本情報

（1）事務の名称

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務

（2）事務の内容

- ①本人確認情報の更新に関する事務
- ②自都道府県の他の執行機関への情報提供
- ③本人確認情報の開示に関する事務
- ④機構への情報照会に係る事務
- ⑤本人確認情報検索に関する事務
- ⑥本人確認情報の整合性確認に関する事務

（3）特定個人情報ファイルの対象人数

30 万人以上

（4）使用するシステム

住民基本台帳ネットワークシステム

II 特定個人情報ファイルの概要

（1）特定個人情報ファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

（2）対象となる本人の範囲

福井県内の住民

（3）記録される項目

個人番号、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報

（4）特定個人情報ファイルの保有開始日

平成 27 年 6 月予定

（5）特定個人情報の入手方法、使用方法

入手方法：既存住基システムの市町村コミュニケーションサーバ（市町村 C S）を通じて入手

使用方法：本人確認情報の更新、提供、検索、整合性確認 等

（6）特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無

都道府県サーバの運用および監視に関する業務、住基ネットの運用保守に関する業務の 2 件について委託する。

(7) 特定個人情報の提供・移転

番号法・住基法に基づき、提供を6件、移転を30件行う。

(8) 特定個人情報の保管・消去

保管：集約センターについては施錠管理を行い、福井県においては生体認証による端末へのアクセスおよび退庁時の施錠管理を行っている。

消去：保存期間の経過した本人確認情報はシステムにより自動判別消去する。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(1) 特定個人情報の入手

都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける本人確認情報の入手元を市町村CSに限定し、情報を暗号化して専用回線による接続を行う。

(2) 特定個人情報の使用

都道府県サーバと宛名管理システム・庁内システムとの接続は行わない。また、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適正な管理、操作履歴の確認により、不正使用を防止する。

(3) 特定個人情報の取扱いの委託

委託先の社会的信用と能力を確認し、契約において特定個人情報の提供ルールや消去ルールを定めている。

(4) 特定個人情報の提供・移転

特定個人情報の提供・移転の記録を残し、システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することおよび認証できない相手方に情報の提供がなされないことが担保されている。

(5) 特定個人情報の保管・消去

ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォールを導入し、ログ解析を行い、特定個人情報の適切な保管を行う。

また、本人確認情報の変更があった場合は、更新される仕組みであり、古い情報のまま保管されることはない。

保存期間の経過した本人確認情報はシステムにより自動判別消去する。

Ⅳ その他のリスク対策

(1) 監査

年に1回、運用実態のチェックや安全管理措置に関する内部監査を実施し、監査結果を踏まえて問題点の改善を図る。

(2) 従業者に対する教育・啓発

住基ネット操作者を対象とした研修を毎年度当初に実施し、セキュリティに関する意識の向上を図る。

V 開示請求、問合せ

福井県 総務部 市町振興課 行政グループ (0776-20-0260)

【参考】今後のスケジュール

住民等からの意見聴取	平成 27 年 2 月 2 日～平成 27 年 3 月 3 日
第三者点検	平成 27 年 4 月
特定個人情報保護委員会への 評価書提出、公表	平成 27 年 5 月